

議案参考資料

[平成 30 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

選挙管理委員会事務局 選挙担当

議案名

議案第 66 号 桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

公職選挙法の一部改正により、平成 31 年 3 月 1 日以後に告示される市議会議員の選挙から選挙運動用ビラの頒布ができるようになるため、ビラ作成に関する公営の規定を設けるとともに、同法施行令の一部改正に準じ、公営に係る費用の限度額を引き上げようとするものです。

概要

1 選挙運動用ビラの作成(新規)

選挙区分	単価	枚数	限度額
市議会議員選挙	7 円 51 銭/枚	4,000 枚	30,040 円
市長選挙	7 円 51 銭/枚	16,000 枚	120,160 円

2 選挙運動用自動車の使用(単価限度額の引上げ)

内容	現行	改正案	比較
自動車借入契約	15,300 円/日	15,800 円/日	+500 円/日
燃料供給契約	7,350 円/日	7,560 円/日	+210 円/日

3 選挙運動用ポスターの作成(単価限度額の引上げ)

内容	現行	改正案	比較
ポスター作成単価	1,197 円/枚	1,253 円/枚	+56 円/枚

(施行期日：平成 31 年 3 月 1 日)

背景・経過

公職選挙法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 66 号)が平成 31 年 3 月 1 日に施行されます。改正の内容は、地方議会議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充させるため、選挙運動用ビラの頒布ができるようになるもので、ビラの作成について、条例で定めるところにより、無料とすることができる旨規定されています。なお、市長選挙については、公職選挙法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 3 号)により、既に同様の規定が設けられています。

また、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 194 号)により、国の選挙における公営にかかる費用の限度額が引き上げられています。